

2 奈良初枝議員

- 1 認知症高齢者への支援の充実を
- 2 空き家の利活用対策について



1 認知症高齢者への支援の充実を

我が国において2012、平成24年に認知症の人の数は約462万人、軽度認知障害の人の数は約400万人と推計され、合わせると65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群とも言われていた。2018、平成30年には認知症の人の数は500万人を超え、65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれている。

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。こうした中、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現する施策の着実な実施が必要です。

本町の65歳以上の人口は、本年10月末時点で4,387人、要介護・要支援認定者数は、令和3年12月末時点で1,004人となっています。また、緊急通報システム設置状況としては55世帯となっています。

以前町内では高齢者の徘徊で死亡した事例がありました。今般コロナ禍で自宅にこもりがち。人と会って話す機会が少なくなっている状況の中、もし認知症になったらどうしたらいいか不安に感じている町民は多くいます。安心して住み慣れた地域で、自分らしく、暮らしを最後まで続けられるよう支援をしていく必要があります。そこで伺います。

- 1、認知症を発症したときから、生活機能障害の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのかを予め標準的に決めておく取組である認知症ケアパスを活用すべきではないか。
- 2、町がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジについて、立ち上げの支援や整備の検討について伺う。
- 3、認知症高齢者が行方不明となった場合の早期発見・保護に有効な方策の一つとして、全国の多くの市町村で導入され、道内では、本年10月に北斗市が初導入した認知症高齢者見守りシールは、行方不明になった際に、衣服や杖などに貼った見守りシールのQRコードを、発見者が読み取ると保護者へ

瞬時に発見通知メールが届くものです。無償交付の枚数や種類など対応は各自治体で異なります。岩内町でも取り組んでいただけないか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、認知症ケアパスの活用についてであります。

認知症ケアパスとは、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けられるか、これらサービス提供の流れを地域ごとにまとめたもので、令和元年6月に開催された認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられた認知症施策推進大綱に施策として盛り込まれ、市町村における作成率100%とする目標が掲げられているものであります。

本町におきましては、平成30年度から検討を始め、令和元年度末に認知症ケアパスを作成しており、役場窓口や岩内町地域包括支援センターでの相談等において活用しているほか、町の各施設や医療機関等に設置し周知を図っているところであります。

今後におきましても、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、認知症の容態に応じたサービスが切れ目なく提供されるよう、その活用について推進してまいります。

2 項めは、チームオレンジの立ち上げの支援や整備の検討についてであります。

チームオレンジとは、地域住民や専門職の方など多様な認知症サポーターがチームを組んで、地域で暮らす認知症の人や、その家族の方の生活ニーズに応じた支援を行う取組で、認知症施策推進大綱において、令和7年までに全市町村で整備するよう目標が掲げられております。

こうしたことから、町では平成19年から認知症サポーター養成講座を継続的に開催し、認知症に対する正しい理解の促進を図ってきたところですが、今後は、更に取組を加速させ、チームオレンジの構成員となる認知症サポーターに必要な、ステップアップ講座の開催や、チームオレンジの立ち上げ及び運営支援を担うコーディネーターの配置などについて、岩内町地域包括支援センターと協議しながら、チームオレンジの整備に向けた取組を進めてまいります。

3 項めは、認知症高齢者見守りシールの導入についてであります。

認知症を発症すると、記憶障害や見当識障害が現れ、自分のいる場所がわからなくなり、一人で外出したときに自分の力で自宅まで戻れず行方不明となる場合があります、こうしたケースへの早期対応は認知症施策の課題の一つであります。

町では、こうした方々に対する取組として、岩内警察署や岩宇4町村、岩内・寿都地方消防組合、岩内保健所、岩内古宇郡医師会、各介護事業所等で構成する岩内・古宇郡管内SOSネットワーク事業を実施する中で、行方不明になる可能性のある人の事前登録制度により、行方不明者の早期発見や保護、再発防止等の対策を講じているところであります。

こうした中、近年、GPSなどのデジタル技術を活用した新たな見守り等のサービスを開始する自治体が全国的に広まりつつあり、その中でも、QRコードを活用した認知症高齢者見守りシールは、認知症等により行方不明となった方の保護時に、衣服等に貼付されたQRコードを読み取ることにより、家族へ直接メールが自動送信されることから、個人情報を開示することなく早期に帰宅に繋げることが期待できるものとして、一部の自治体で導入を進めているも

のと認識しております。

町としましても、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加も想定されることから、徘徊の防止や行方不明者に対する対応は極めて重要であると認識しているところであり、今後において、認知症高齢者見守りシールを活用している他市町村から、その効果等についての情報収集を行い、本町における認知症施策全体の事業バランスを勘案しながら、認知症高齢者見守りシールの活用について検討してまいります。

2 空き家の利活用対策について

人口減少時代の到来とともに、空き家の増加とその対策が、今日の住宅施策の課題でもあります。本町においても危険度の高い空き家等が年々増加していることから、安全で安心な地域づくりのため令和4年6月に岩内町空き家等対策計画を改定しました。

この中に、空き家・空き建物についての所有者アンケート調査結果があり、令和3年9月末で町が把握している空き家は397件、空き家等の今後の活用の回答として、解体したい、29.2%。売却したい、22.9%の回答が約5割となっており、空き家状態を解消したいという確認ができた。空き家等の今後の活用で困っていることや心配なことの回答として、解体したいが費用の支出が困難、22.9%が最も多く、行政に望むことの回答として、空き家等の解体費用に対する補助がほしい、35.4%が最も多くの回答がありました。

また、空き建物等の利活用についての事業者アンケート調査結果では、空き建物等への関心の回答として、従業員の住宅として活用したい、季節労働者の住宅として活用したい、外国人技能実習生等の住宅として活用したいの回答が8から4事業所からあり、事業所等の借上により空き家の活用を図る仕組み等について検討余地がある。また、空き建物等を管理するビジネスに関心があるが10事業所、空き建物等の不用な家財・備品等を処分するビジネスに関心があるの回答が8事業所からあり、空き家管理サービスの担い手を確保できる可能性があるとの調査結果がありました。

空き家対策には、放置された迷惑空き家対策と、それを未然に防ぐための空き家の有効活用の二つの課題があり、前者については、従来自治体が条例を定めて対処してきましたが、国が平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法を全面施行し、固定資産税情報の活用や、行政代執行の根拠を整備しました。

これにより対策に弾みがつきましたが、一方の有効活用については手詰まり状態であります。

また、空き家活用に向け、国土交通省の有識者委員会では既存の空き家や空き室を活用し、低所得者や高齢者、子育て世帯などに安く貸し出す民間賃貸住宅制度の創設を求める中間報告を公表し、一定の基準を満たす物件を所有者が自治体に登録して貸し出す制度や耐震改修への支援、家賃の一部補助を提案しております。このような状況を踏まえ、本町としても空き家の利活用を積極的に進めて行なうべきと考えますので、次の点について伺います。

- 1、所有者アンケート調査結果の中で行政に望むことの回答として空き家等の解体費用に対する補助がほしいが最も多いとありました。令和2年6月定例会の一般質問で解体補助制度の導入を提案しています。その後の方向性はどのように考えているのか伺います。
- 2、事業者アンケートの調査結果に、事業所等の借上により空き家の活用を図る仕組み等について検討余地があるとあります。モデル地域をつくり商工会議所と連携を取って空き店舗を活用すべきではないか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、空き家の解体補助制度の導入について、その後の方向性はどの様に考えているのかについてであります。

空き家に対する解体補助制度については、この度の所有者アンケート調査の結果や、これまでの道内他市町村における実績等からも、危険な空き家の件数を減らすための後押しとなることで、周囲への悪影響等が解消される点や、解体後の住宅新築、空き地バンクを通じた土地活用へつながる可能性が高まるなど、一定の効果は期待できるものと認識しております。

更に近年では、解体補助制度の導入以外にも、空き家の解体後の土地に対する固定資産税の減免や、空き家の解体費を金融機関から借入れした場合の利子相当額を補助するなどの取組を行っている自治体も増えてきております。

本町におきましても、これまでそうした空き家解消に向けた様々な支援策に関する情報収集や効果検証を通じ、本年6月に策定いたしました岩内町空き家等対策計画に、取組方針として所有者の自発的な対応の促進を盛り込んだところであり、具体的には、管理不全な空き家の解消に対する支援策として、所有者への情報提供・支援や解体に対する各種支援を取組として位置づけたところでもあります。

今後は、町の事業における公平性や優先度、財源確保などを念頭に本計画に基づいた具体的な支援の方向性のあり方を庁舎内や関係団体と協議しながら進めてまいります。

2 項めは、モデル地域をつくり商工会議所と連携しての空き店舗の活用についてであります。

本町における空き店舗対策につきましては、平成28年度より岩内町空き店舗等活用支援事業を創設し、地域経済の活性化を推進してきたところであり、これまで、14店舗の空き店舗解消につながっており、一定の成果が見られているところであります。

そこで、町内でのモデル地域における空き店舗の活用に向けた取組の検討にあたっては、岩内町総合振興計画において位置づけられている中心拠点周辺の商店街のあり方などについて、本年度から取り進めております岩内町立地適正化計画のとりまとめを行う中で、空き家・空き店舗の状況などを把握しながら、ご質問にあります一定のエリアでのモデル的な取組の可能性などについて、商工会議所や商店街関係者の意向も踏まえ、協議・連携しながら検討してまいりたいと考えております。